

生食発 1001 第 4 号
令和 3 年 10 月 1 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「デオキシニバレノールの試験法について」による試験法の取扱いについて

「小麦中のデオキシニバレノール試験法について」（令和 3 年 9 月 30 日付け生食発 0930 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）において、「デオキシニバレノールの試験法について」（平成 15 年 7 月 17 日付け食安発第 0717001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）を廃止することとした旨通知したところですが、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、同通知による従来小麦中のデオキシニバレノールの試験法により試験を実施しても差し支えありません。